

法定事後開示書類（合併）（EIZO エンジニアリング株式会社）

2024年10月2日

EIZO 株式会社

代表取締役社長 COO 恵比寿 正樹

当社は、2024年6月20日付でEIZO エンジニアリング株式会社と締結した合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、EIZO エンジニアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項を下記のとおり開示します。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、
会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

EIZO エンジニアリング株式会社は、当社の完全子会社であったため、当社は吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

EIZO エンジニアリング株式会社は、当社の完全子会社であったため、当社は株式の買取請求手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

EIZO エンジニアリング株式会社は、新株予約権を発行しておりませんでしたので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

EIZO エンジニアリング株式会社は、2024年（令和6年）8月5日付で官報公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、
会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項による簡易合併であるため、当社は吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項による簡易合併であるため、当社は反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議

当社は、2024 年（令和 6 年）8 月 5 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、EIZO エンジニアリング株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添資料のとおりです。

6. 吸収合併による変更の登記をした日

2024 年 10 月 1 日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

<別添資料>

法定事前開示書類（合併）（EIZO 株式会社）

2024 年 8 月 5 日

EIZO エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 藤井 健一

当社は、2024 年 6 月 20 日付で EIZO 株式会社と締結した吸収合併契約書に基づき、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として、EIZO 株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項を下記のとおり開示します。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は、EIZO 株式会社の完全子会社であるため、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

本吸収合併においては合併対価の交付はないため、該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権に定められた相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社である EIZO 株式会社の最終事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）に係る計算書類等の内容は別紙 2 のとおりです。なお、当該事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社である当社において、最終事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併の効力発生日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の EIZO 株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収合併後の EIZO 株式会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、EIZO 株式会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本吸収合併後における EIZO 株式会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 上記各事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

変更がありましたら、遅滞なく開示いたします。

以上



合併契約書

E I Z O株式会社（以下「甲」という）とE I Z Oエンジニアリング株式会社（以下「乙」という）は、甲が乙を吸収合併することにつき、以下のとおり合意し、本契約書を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号 E I Z O株式会社
住所 石川県白山市下柏野町153番地

（2）吸収合併消滅会社

商号 E I Z Oエンジニアリング株式会社
住所 石川県白山市下柏野町153番地

第2条（合併の対価等）

1. 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し金銭等の交付を行わない。
2. 乙は新株予約権を発行しておらず、また、発行する旨の有効な決議も存在しない。

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2024年10月1日とする。ただし、前日までに本合併に必要な手続きが遂行できないときは、甲乙の協議により、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第4条（権利義務の承継）

乙は、2024年9月30日現在の貸借対照表その他の計算書に基づく一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第5条（効力発生日までの業務の遂行）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって業務を執行し、財産の管理を行う。

第6条（乙の従業員）

甲は、効力発生日において、乙のすべての従業員を甲の従業員として雇用する。勤続年数の通算方法、待遇等の雇用条件等の詳細は別途甲乙において協議する。

第7条（本合併の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ必要な機関承認決議を経るものとする。

第8条（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じ、または本合併を行えない事由が生じた場合は、甲乙にて協議のうえ、本契約を変更または解除することができるものとする。

第9条（協議）

本契約に規定のない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙にて誠意をもって協議解決するものとする。

以上の合意を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙にてそれぞれ記名押印し、各1通を保有する。

2024年6月20日

甲： 石川県白山市下柏野町153番地
EIZO株式会社

代表取締役社長 COO 恵比寿 正樹



乙： 石川県白山市下柏野町153番地

EIZOエンジニアリング株式会社

代表取締役社長 藤井 健



事業報告 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

売上高	80,471百万円 (前期比0.5%減)	営業利益	3,908百万円 (前期比21.9%減)
経常利益	6,326百万円 (前期比3.3%増)	親会社株主に帰属する 当期純利益	5,454百万円 (前期比6.9%減)

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国において景気の持ち直しが見られるものの、欧州では金利高止まりやエネルギー価格高騰などの影響を受けて景気は停滞しており、回復にはまだ時間を要するものと思われます。

当社グループは、映像技術を核として顧客のニーズに応じた最適な映像環境ソリューションを提供する「Visual Technology Company」として、世界トップレベルの高品質かつ信頼性の高い映像製品の提供、システムソリューションの提案を行っております。

当期を最終年度とする第7次中期経営計画の達成に向け、研究開発・設備・人的資本への投資を引き続き積極的に実行し事業成長を実現するとともに、「撮影、記録、配信、表示」から成るImaging Chainをシステム事業として展開するEVS (EIZO Visual Systems) により、事業領域を更に拡大し新たな価値を提供してまいりました。

当連結会計年度における業績につきましては、売上高は80,471百万円（前期比0.5%減）となりました。欧州における景気の停滞によりB&P（Business & Plus）市場向けの販売が前期と比べて大きく減少しました。また、クリエイティブワーク市場向けの販売も米ハリウッドのストライキの影響等により減少しました。一方で、ヘルスケア市場向け及びV&S（Vertical & Specific）市場向けの販売は増加しました。以上に加え円安効果があったことにより、全体では前期並みとなりました。

市場別売上高

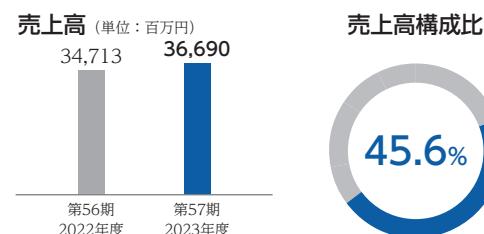
B&P(Business & Plus) **15,469**百万円 (前期比 **16.8** %減)

主要市場である欧州ではIT投資の先送りやPC販売の減少の影響が続いており前期を下回る売上高となりました。



ヘルスケア **36,690**百万円 (前期比 **5.7** %増)

診断用途向けでは前期にコロナ禍のもと増加した需要が一巡したことで国内外での販売が減少しました。内視鏡用途向けでは欧米、中国及び国内での販売が好調に推移し、また手術室用途向けでは国内や欧州で販売が増加しました。その結果、ヘルスケア全体では前期を上回る結果となり、過去最高の売上高となりました。



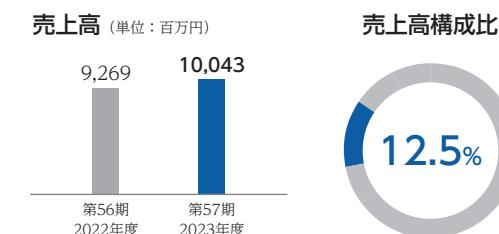
クリエイティブワーク **5,880**百万円 (前期比 **12.8** %減)

欧州における景気の停滞や米ハリウッドのストライキの影響により販売回復の兆しが見えない状況が続いており、売上高は前期を下回りました。



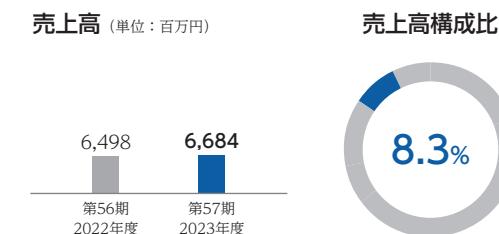
V&S(Vertical & Specific) **10,043**百万円 (前期比 **8.4** %増)

航空管制用途向けでは需要の回復とともに当第4半期から販売が回復しました。船舶用途向けでは新規造船向けの需要増を受けて好調に推移し、監視用途向けではEVSを用いたソリューションの納入により売上高が増加しました。加えて、ディフェンス用途向けの売上が伸張しました。これらの結果、V&S全体の売上高は前期を上回りました。



アミューズメント **6,684**百万円 (前期比 **2.9** %増)

売上高は前期並みとなりましたが、当業界を取り巻く市場環境は遊技人口の減少と店舗数の減少等により業界全体の規模縮小が進んでおり、厳しい状況が続いております。



利益面では、原価の改善に加えて高付加価値品の売上高構成比率が上昇したことにより、売上総利益は25,421百万円（前期比0.7%増）、売上総利益率は31.6%（同0.4ポイント上昇）となりました。また、販売費及び一般管理費は、賃上げ等による人件費の増加、研究開発活動の強化、展示会出展等により前期比で1,270百万円増加し、21,512百万円（同6.3%増）となりました。その結果、営業利益は3,908百万円（前期比21.9%減）となりました。経常利益は、為替差益989百万円を計上したことで6,326百万円（同3.3%増）となりました。特別損益につきましては投資有価証券売却益2,345百万円を計上した一方で、2024年1月1日に発生した能登半島地震による震災関連費用608百万円等を計上し、差引で1,550百万円の利益計上となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は5,454百万円（同6.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

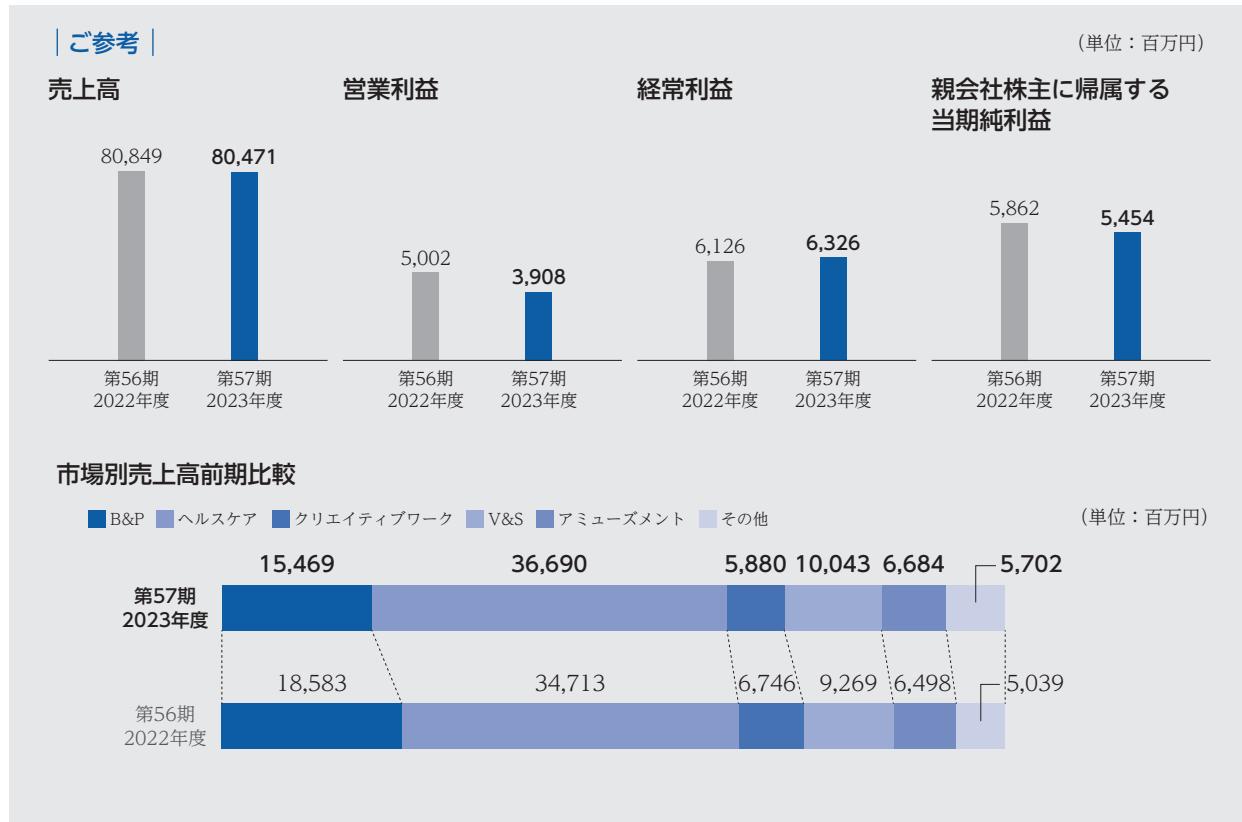
当連結会計年度においては、総額2,390百万円の投資を行いました。

主なものとしては、電子回路基板を製造する国内子会社において生産能力増強・生産性向上を目的とした生産設備に456百万円を投資しました。また、新製品生産のための設備に301百万円、金型やその他生産設備等に558百万円を投資しました。

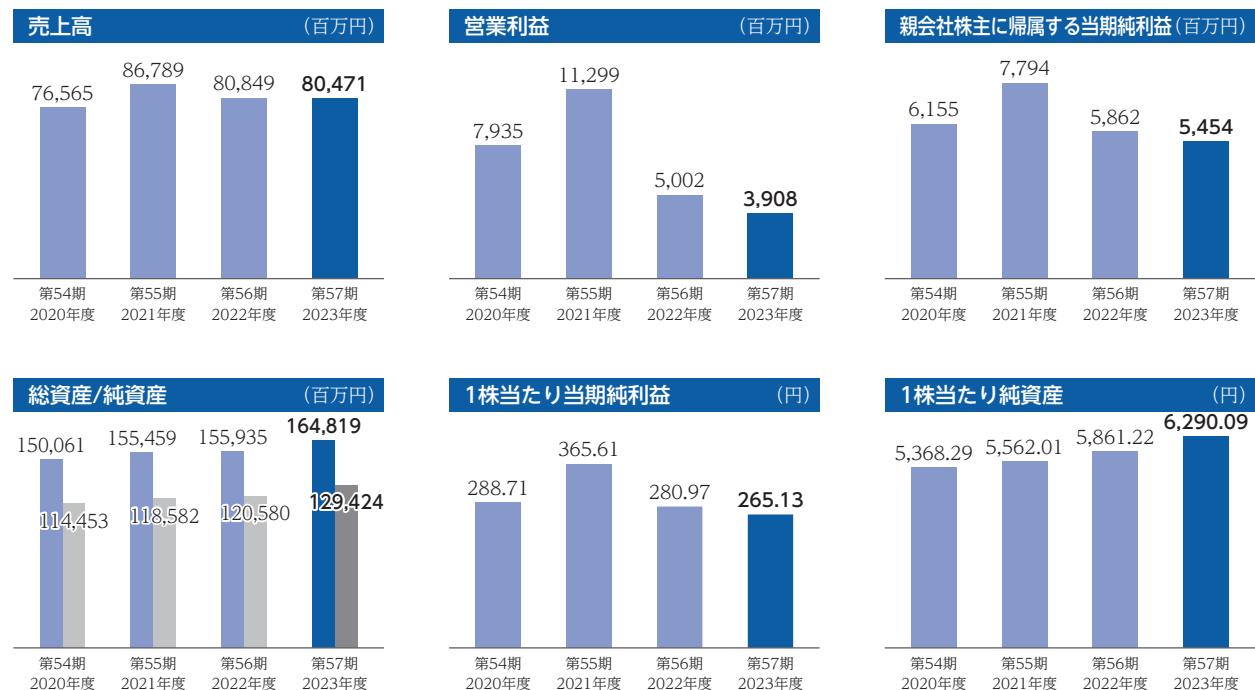
その他、開発期間の短縮や効率的な研究開発を目的とした設備等に125百万円、生産性向上のための社内システム等に313百万円、社内設備の更新等に637百万円を投資しました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。



(2) 財産及び損益の状況の推移



区分		第54期 2020年度	第55期 2021年度	第56期 2022年度	第57期 2023年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	76,565	86,789	80,849	80,471
営業利益	(百万円)	7,935	11,299	5,002	3,908
経常利益	(百万円)	8,814	12,110	6,126	6,326
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,155	7,794	5,862	5,454
1株当たり当期純利益	(円)	288円71銭	365円61銭	280円97銭	265円13銭
総資産	(百万円)	150,061	155,459	155,935	164,819
純資産	(百万円)	114,453	118,582	120,580	129,424
1株当たり純資産	(円)	5,368円29銭	5,562円01銭	5,861円22銭	6,290円09銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
EIZOエムエス(株)	85百万円	100.0	映像機器の製造、電子回路基板の製造
アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	30百万円	100.0	アミューズメント用ソフトウェアの開発、販売
カーリーナシステム(株)	98百万円	100.0	光学機器、映像記録、配信システム等のハードウェア・ソフトウェアの開発、販売
EIZO GmbH	500千EUR	100.0	ヘルスケア市場向け映像機器及びその関連機器等の開発、製造、販売
EIZO Technologies GmbH	100千EUR	100.0 (100.0)	V&S市場向け映像機器及びその関連機器等の開発、製造、販売
EIZO Rugged Solutions Inc.	5,000千US\$	100.0 (100.0)	航空管制用を始めとした特定市場向けグラフィックスボード等の開発、製造、販売
艺卓显像技术(苏州)有限公司	9,000千US\$	100.0	映像機器及びその関連製品等の開発、製造、販売
EIZO Inc.	10,000千US\$	100.0	映像機器及びその関連製品等の販売
EIZO Europe GmbH	25千EUR	100.0	映像機器及びその関連製品等の販売

(注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、「映像」を核に「Visual Technology Company」として、世界トップレベルの高品質かつ信頼性の高い映像製品の提供とシステムソリューションの提案を行っております。2024年度を初年度とする第8次中期経営計画では、「Visual Technology Evolution ~EIZOにしかできない映像価値を~」の方針の下、ハードウェアとソフトウェアの両面からEIZOにしかできない「映像」の価値をさらに高め、引き続き持続可能な社会の実現に向けた取組みをさらに推進するとともに、事業領域の拡大を目指してまいります。

① ビジネスモデルの進化と新たな価値の創造

自社開発したモニター、カメラ、ネットワークエンコーダ等のハードウェアと当社固有のアルゴリズムやAI等を要素とするソフトウェアを融合させ、「撮影、記録、配信、表示」のImaging Chainを構築し、当社独自のシステム事業である「EIZO Visual Systems」(EVS)を展開しております。このシステム事業と当社の強みを活かした製品づくりにより、さらに便利で簡単に活用できる新たな映像価値をグローバルに提供し、様々な社会課題の解決に貢献します。これらを通じて、当社の事業領域を拡大させ、当社独自のビジネスモデルの進化と強化に努めてまいります。

② 安定した資材調達と製品供給

当社は、取引先との間で相互繁栄を基本とした信頼関係を構築し、互いが長期に発展できるパートナーシップを築くことを方針としております。取引先とは、当社の資材調達方針に加え、当社のサステナビリティに関する取組みを共有し、パートナーシップを強化しております。また、自然災害の発生、感染症の流行、国際紛争や市場の変化により資材調達が困難な時においても顧客への安定的な製品供給を実現するため、当社製造拠点及び資材調達におけるBCPを強化するとともに十分な材料在庫の保有を戦略的に行っております。これらの取組みにより、安定供給を継続、維持してまいります。

③ 事業成長のための生産性向上と競争力強化

ハードウェアとソフトウェア両面の進化を通じた事業成長のため、戦略的なグループ開発体制・生産体制の構築と事業基盤を支えるITインフラの刷新を行うなど業務効率化と生産性向上を進めてまいります。また、当社独自のビジネスモデルを進化させ、当社固有の技術と強いシナジーを発揮するノウハウ、技術等を取得するため、今後も必要に応じ機動的なM&Aを実施いたします。

④ 持続可能な社会の実現に向けた価値創造の推進

当社は、「映像を通じて豊かな未来社会を実現する」という企業理念のもと、エルゴノミクスや環境に配慮した高品質な製品づくりや、誰もが生き生きと活躍できる職場環境の構築など、製品づくりと事業活動を通じて社会課題の解決に取り組んでおります。社会課題と当社経営戦略の観点から重要性の高い事項をマテリアリティ（重要課題）として特定し、全社目標マネジメントシステムとリンクさせることで持続可能な社会の実現に向けた取組みを一層強化し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

⑤ 気候変動への対応

マテリアリティの一つとして「気候変動への対応」を特定し、気候変動対策を推進しております。2023年5月には、2040年にNet Zeroを達成するための具体的な施策・計画「低炭素移行計画-Transition to Net Zero-」を策定しました。当計画に従い、国内外の事業活動全体における温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでまいります。

⑥ 自由闊達で創造的に活躍できる企業文化の醸成

当社は行動指針の一つである「自由闊達で創造的に活躍できる企業文化」こそ、従業員と会社が成長するために最も重要な要素と考えております。「モノづくりの高度化・複雑化が進む中で、次のビジネスモデルを『創る』『支える』ことができる多様な人材の獲得と育成」を最優先課題として捉えております。高い倫理観とグローバルマインドを持ちつつ、映像分野のトップランナーとして「世界で一番いいものをつくり、世界中のお客様にお届けする」という「EIZOマインド」のさらなる醸成と共有を推し進め、VUCAの時代に対応する柔軟な思考力・実践力を持った人材を確保・育成することを目指します。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

主に映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要拠点

区分	所在地
本社	石川県白山市
工場	石川県白山市
営業所	札幌市、仙台市、東京都品川区、名古屋市、石川県白山市、大阪市、広島市、高松市、福岡市

② 主要な子会社

区分	名称	所在地
国内	EIZOエムエス(株)	石川県羽咋市、石川県七尾市
	アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	東京都千代田区、名古屋市、石川県白山市
	カーリーナシステム(株)	神戸市、東京都大田区、福岡市
海外	EIZO GmbH	Rülzheim, Germany
	EIZO Technologies GmbH	Geretsried, Germany
	EIZO Rugged Solutions Inc.	Orlando, FL, U.S.A.
	艺卓显像技术(苏州)有限公司	中国江蘇省蘇州市
	EIZO Inc.	Cypress, CA, U.S.A.
EIZO Europe GmbH	Mönchengladbach, Germany	

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,325 [172] 名	12 [△45] 名

(注) 使用人数は就業員数であり、[] 内に当連結会計年度における臨時使用人(有期契約社員、パートタイマー、派遣社員)数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
982 [57] 名	△1 [△46] 名	40.71歳	16.85年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、[] 内に当事業年度における臨時使用人(有期契約社員、パートタイマー、派遣社員)数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

当社の資金調達において重要な借入先がないため、記載を省略しております。

2 会社の現況

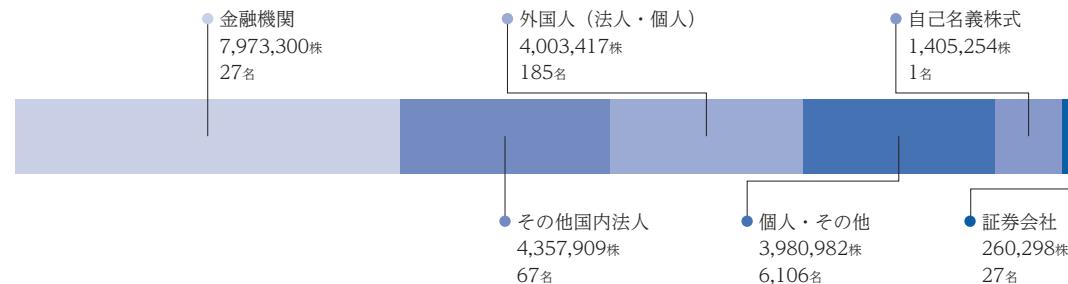
(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **65,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **21,981,160株** (うち自己株式1,405,254株)
- ③ 株主数 **6,413名**
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,865	13.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,726	13.25
株式会社北陸銀行	836	4.07
株式会社北國銀行	794	3.86
佐々木 嘉樹	580	2.82
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.76
株式会社ハツキコーポレーション	567	2.76
村田 ヒロシ	478	2.33
EIZO社員持株会	462	2.25
株式会社FUJI	379	1.85

(注) 1. 当社は、自己株式を1,405,254株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第3位を四捨五入しております。

ご参考 | 所有者別株式数分布状況



⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

交付対象者	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	3,432株	2名

(注) 1. 当社の株式報酬につきましては、事業報告「2. (2) ② 取締役の報酬等」に記載しております。
2. 当社は、2022年6月22日開催の第55回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2023年6月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2023年7月21日付で取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 2名に対し自己株式3,432株の処分を行っております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	実盛 祥隆	男性	EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Board of Administration Member EIZO Europe GmbH President & CEO
取締役	恵比寿 正樹	男性	常務執行役員、資材部長 艺卓显像技术 (苏州) 有限公司董事長
取締役	有生 学	男性	常務執行役員、経理部長、IR室長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長
取締役	Thomas J. Waletzki	男性	EIZO Inc. President & CEO EIZO Rugged Solutions Inc. Board Member
取締役 (監査等委員)	鈴木 正晃	男性	
取締役 (常勤監査等委員)	出南 一彦	男性	
取締役 (監査等委員)	滝野 弘二	男性	
取締役 (監査等委員)	井上 亨	男性	
取締役 (監査等委員)	大砂 雅子	女性	金沢工業大学教授 日比谷総合設備株式会社 社外取締役 タキロンシーアイ株式会社 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中及び当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
・実盛祥隆氏は、2024年4月1日付で代表取締役社長から代表取締役会長 CEOに就任いたしました。
・恵比寿正樹氏は、2024年4月1日付で取締役 常務執行役員 資材部長から代表取締役社長 COOに就任いたしました。
・実盛祥隆氏が2024年3月31日付でEIZOエムエス株式会社代表取締役社長及びEIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長を退任し、恵比寿正樹氏が2024年4月1日付で同2社の代表取締役社長に就任いたしました。
・恵比寿正樹氏は、2023年6月22日付で艺卓显像技术 (苏州) 有限公司董事長に就任いたしました。

- ・有生 学氏は、2023年6月22日付でEIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
- 取締役（監査等委員）鈴木正晃、滝野弘二、井上 亨及び大砂雅子の4氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 取締役（監査等委員）鈴木正晃氏は、金融機関における長年の経験に加え事業法人の経営者として培った幅広い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 取締役（監査等委員）出南一彦氏は、当社経理部長として長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 取締役（監査等委員）滝野弘二氏は、金融機関における長年の経験及び事業法人の経営者としての見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 取締役（監査等委員）出南一彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な社内会議への出席や内部監査部門等との十分な連携により情報収集の充実を図り、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

② 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、次の事項を考慮し、個々の取締役の職責、職務内容を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とし、報酬体系は、固定報酬、業績連動報酬（いずれも金銭報酬）及び非金銭報酬としての株式報酬により構成する。なお、業績連動報酬と株式報酬は業務執行取締役を支給対象とする。

- 1) 企業の中長期的成長及び持続的な企業価値の向上に対する動機付け
- 2) 企業の社会的責任を果たす役割
- 3) 経営環境、業績及び職務遂行状況
- 4) 経営に優れた人材の確保
- 5) 当社の事業内容と規模

報酬等の決定の方法、役位に応じた報酬水準は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が決定する社内規程に定める。また、各事業年度に係る具体的な支給額及び付与する株式数についても、当該社内規程に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が定める範囲で決定する。

- また、報酬体系、報酬水準等については、経営環境等の変化に対応し、適時適切に見直しを行う。
- b. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
当社の取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
 - c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社における業績連動報酬及び非金銭報酬である株式報酬は、それぞれ以下の内容とする。

1) 業績連動報酬は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とする。業績連動報酬の額の算定方法は、連結営業利益額の2%に対し、支給対象である業務執行取締役の役位ごとに社内規程に定めるポイントを乗じて算出する。ただし、総額の上限を150百万円とする。なお、連結売上高営業利益率が2%未満の場合又は連結当期純利益金額が1,000百万円未満の場合は業績連動報酬を支給しない。算出された業績連動報酬額は、役員賞与として毎年、事業年度終了後の定時株主総会終了後に支給する。

2) 株式報酬は、株主との価値共有を図り、持続的な企業価値向上のためのインセンティブとするため、業務執行取締役のうち取締役会にて決定する者に対し、一定の譲渡制限期間を設けた譲渡制限付株式を付与する。1事業年度毎の株式報酬の総額及び株式総数は、上限を50百万円かつ20,000株として取締役会にて定める。また、具体的な株式報酬額は支給対象である業務執行取締役の役位ごとに社内規程に定めるポイントにより算出する。また、付与する株式数は、1株当たりの払込金額が業務執行取締役に特に有利な金額とならないよう、取引所での取引価格を基準として算出する。

株式報酬の付与時期は、事業年度終了後の定時株主総会終了後に取締役会決議により定める。株式の付与を受けた取締役は、当社又は当社グループ会社の役職員の地位のうち取締役会があらかじめ定める地位を退任するまで、当該株式につき譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- d. 固定報酬の額、業績連動報酬の額及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とし、上位の役位ほどそのウェイトが高まる構成とする。株式報酬は、長期インセンティブ報酬として適切な支給配分を取締役に決定する。具体的な業績連動報酬額及び株式報酬額の算定方法は上記c. のとおりであり、業績に応じ、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の合計額（報酬額の合計）に対する業績連動報酬の割合は、概

る理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当業務や職務状況の評価を行うには同人が適切であると判断しているためです。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役滝野弘二氏は、株式会社ホクタテの取締役会長でありましたが、2023年6月28日付で退任いたしました。株式会社ホクタテと当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役大砂雅子氏は、金沢工業大学の教授、日比谷総合設備株式会社の社外取締役及びタキロンシーアイ株式会社の社外監査役であります。金沢工業大学、日比谷総合設備株式会社及びタキロンシーアイ株式会社のそれぞれと当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役（監査等委員） 鈴木正晃

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。会社経営に関する豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づき、有益で率直な意見・提言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の最高経営責任者等の後継者選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

b. 取締役（監査等委員） 滝野弘二

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な経験と会社経営に関する幅広い見識に基づき、有益で率直な意見・提言を行い、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の最高経営責任者等の後継者選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

c. 取締役（監査等委員） 井上 亨

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験及び実績、並びにエレクトロニクス業界で長年培った幅広い見識に基づき、有益で率直な意見・提言を行い、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の最高経営責任者等の後継者選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

ね0%から50%の範囲で、また、報酬額の合計額に対する株式報酬の割合は、概ね0%から25%の範囲で変動する。

e. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

取締役の個人別の報酬等の内容、算定方法及び額は、いずれも、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て取締役会が定める社内規程による。なお、個人別の報酬等のうち、固定報酬の具体的な支給金額の決定は、当該社内規程に基づき最高経営責任者が委任を受け、最終的に決定する。最高経営責任者に委任される範囲は指名・報酬諮問委員会の答申を経た上で取締役会において決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	147 (-)	89 (-)	41 (-)	16 (-)	4名 (-名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	40 (25)	40 (25)	- (-)	- (-)	5名 (4名)
合計 （うち社外取締役）	187 (25)	130 (25)	41 (-)	16 (-)	9名 (4名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額につきましては、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において、確定額金銭報酬（固定報酬）と業績連動報酬の二つの報酬枠を合わせて、年額350百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役（監査等委員を除く）の員数は、3名です。
3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）につきましては、2022年6月22日開催の第55回定時株主総会において、株式報酬の総額及び株式総数は年額50百万円以内かつ年20,000株以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は、3名です。
4. 業績連動報酬は、業務執行取締役を対象としております。業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、連結営業利益額を業績指数とし、支給対象事業年度の連結営業利益額の2%（上限は150百万円）に対し社内規程に定める役職ごとのポイントを乗じて具体的な業績連動報酬額を算定しております。なお、当事業年度における連結営業利益額は3,908百万円であります。
5. 非金銭的報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」としておりあります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役（監査等委員）の報酬等の額につきましては、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
7. 当社は、取締役の指名及び取締役（監査等委員を除く）の報酬等に係る取締役会の意思決定手続の客観性、透明性を向上させるため、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。
8. 取締役会は、最高経営責任者である代表取締役社長(現 代表取締役会長 CEO) 実盛祥隆に対し、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで取締役会にて決定した範囲において、各取締役（監査等委員を除く）の固定報酬の支給額の決定を委任しております。委任してい

d. 取締役（監査等委員） 大砂雅子

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。大学教授、社外取締役などとしての豊富な経験及び実績、並びに国際経済を中心とした高度な専門性にに基づき、有益で率直な意見・提言を行い、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の最高経営責任者等の後継者選定・役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

※上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等が填補されることとなっております。ただし、法令違反を認識していながら行った被保険者の行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額及び英文財務諸表の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な海外子会社であるEIZO GmbH、EIZO Europe GmbH、EIZO Technologies GmbH及び艺卓显像技术（苏州）有限公司の4社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの提携会計事務所の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は事業拡大と業績向上を通じて持続的成長を図るとともに、財務の健全性を維持しながら、株主還元を行うことを経営の重要課題と位置付けております。当期から、株主への還元率（総還元性向）の目標水準を連結当期純利益の70%（前期までは40～50%）として株主還元をさらに強化いたしました。

（期末配当金）

事業拡大に必要な資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当金は1株につき100円（前事業年度は1株につき65円）とさせていただきます。この結果、既に2023年11月30日に実施済みの中間配当金100円と合わせて、年間配当金は、1株につき200円となります（前事業年度の年間配当金は1株につき125円）。株主への還元率は75.4%となり、当期にて11期連続の増配となります。

（次期配当予想）

株式還元の強化を継続してまいります。株主への還元率の目標水準を連結当期純利益の70% + α とし、中間配当金、期末配当金ともに1株につき105円（年間配当金は1株につき210円となり、当期から10円の増配）の配当を予定しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は2022年6月22日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」を有効期間満了により、廃止いたしました。

なお、今後、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時適切な情報開示に努めるとともに、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をしております。

配当金／配当性向の推移



連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	前連結会計年度(ご参考) (2023年3月31日現在)	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)	科目	前連結会計年度(ご参考) (2023年3月31日現在)	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	79,904	82,425	流動負債	19,717	19,006
現金及び預金	9,557	16,418	買掛金	6,897	3,600
受取手形、売掛金及び契約資産	18,980	19,110	短期借入金	1,575	4,897
電子記録債権	1,680	2,112	未払法人税等	1,074	1,347
商品及び製品	17,538	16,318	賞与引当金	1,686	1,689
仕掛品	2,191	2,100	製品保証引当金	2,031	1,972
原材料及び貯蔵品	28,289	25,116	その他	6,452	5,499
その他	1,765	1,362	固定負債	15,638	16,388
貸倒引当金	△100	△113	長期借入金	947	897
固定資産	76,031	82,394	繰延税金負債	9,666	10,808
有形固定資産	21,988	22,685	役員退職慰労引当金	71	71
建物及び構築物	12,853	13,000	リサイクル費用引当金	580	526
機械装置及び運搬具	1,657	1,633	退職給付に係る負債	2,598	2,369
土地	4,409	4,574	その他	1,774	1,715
建設仮勘定	4	342	負債合計	35,355	35,395
その他	3,062	3,133	純資産の部		
無形固定資産	748	895	株主資本	88,638	90,714
投資その他の資産	53,294	58,813	資本金	4,425	4,425
投資有価証券	52,190	57,937	資本剰余金	4,313	4,320
退職給付に係る資産	—	72	利益剰余金	83,896	85,956
繰延税金資産	633	326	自己株式	△3,998	△3,988
その他	470	476	その他の包括利益累計額	31,942	38,709
資産合計	155,935	164,819	その他有価証券評価差額金	28,851	32,916
			為替換算調整勘定	2,599	5,138
			退職給付に係る調整累計額	491	655
			純資産合計	120,580	129,424
			負債純資産合計	155,935	164,819

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度(ご参考) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	当連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	80,849	80,471
売上原価	55,605	55,050
売上総利益	25,243	25,421
販売費及び一般管理費	20,241	21,512
営業利益	5,002	3,908
営業外収益	1,313	2,599
受取利息	13	28
受取配当金	1,085	1,148
為替差益	—	989
その他	214	432
営業外費用	189	182
支払利息	41	90
為替差損	103	—
不動産賃貸費用	40	72
その他	3	19
経常利益	6,126	6,326
特別利益	1,943	2,345
投資有価証券売却益	1,943	2,345
特別損失	5	795
固定資産除却損	—	187
投資有価証券売却損	5	—
震災関連費用	—	608
税金等調整前当期純利益	8,064	7,876
法人税、住民税及び事業税	2,331	2,814
法人税等調整額	△130	△393
当期純利益	5,862	5,454
親会社株主に帰属する当期純利益	5,862	5,454

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	前事業年度(ご参考) (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)	科目	前事業年度(ご参考) (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	58,364	61,938	流動負債	18,748	19,517
現金及び預金	3,972	11,480	買掛金	5,863	3,033
受取手形	43	48	短期借入金	1,575	4,897
売掛金	16,702	14,421	未払金	6,556	5,923
電子記録債権	1,680	2,067	未払費用	384	343
商品及び製品	4,406	4,483	未払法人税等	797	1,203
仕掛品	1,670	1,604	前受金	338	690
原材料及び貯蔵品	21,732	18,619	預り金	32	164
前払費用	295	296	賞与引当金	996	972
その他	7,885	8,937	製品保証引当金	1,140	987
貸倒引当金	△22	△20	その他	1,063	1,301
固定資産	74,401	80,467	固定負債	12,709	14,467
有形固定資産	8,894	8,949	繰延税金負債	10,050	11,854
建物	5,313	5,014	退職給付引当金	1,723	1,691
構築物	155	136	役員退職慰労引当金	71	71
機械及び装置	383	324	リサイクル費用引当金	580	526
車両運搬具	9	6	その他	283	323
工具、器具及び備品	869	967	負債合計	31,457	33,984
土地	2,158	2,158	純資産の部		
建設仮勘定	4	341	株主資本	72,539	75,629
無形固定資産	515	622	資本金	4,425	4,425
特許権	0	0	資本剰余金	4,313	4,320
商標権	5	5	資本準備金	4,313	4,313
意匠権	4	2	その他資本剰余金	—	6
ソフトウェア	494	607	利益剰余金	67,797	70,871
その他	10	6	利益準備金	228	228
投資その他の資産	64,992	70,895	その他利益剰余金	67,569	70,643
投資有価証券	52,063	57,742	別途積立金	61,000	61,000
関係会社株式	2,644	2,801	繰越利益剰余金	6,569	9,643
関係会社出資金	6,058	6,058	自己株式	△3,998	△3,988
長期貸付金	3,800	3,829	評価・換算差額等	28,769	32,791
その他	424	462	その他有価証券評価差額金	28,769	32,791
資産合計	132,766	142,405	純資産合計	101,308	108,420
			負債純資産合計	132,766	142,405

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	61,427	53,520
売上原価	47,914	39,653
売上総利益	13,512	13,866
販売費及び一般管理費	9,704	9,831
営業利益	3,808	4,034
営業外収益	1,477	2,970
受取利息及び受取配当金	1,302	1,709
為替差益	—	1,099
不動産賃貸料	87	86
その他	87	75
営業外費用	263	163
支払利息	33	57
為替差損	162	—
不動産賃貸費用	26	69
その他	40	36
経常利益	5,022	6,842
特別利益	1,996	2,345
投資有価証券売却益	1,943	2,345
関係会社貸倒引当金戻入益	53	—
特別損失	5	509
固定資産除却損	—	187
投資有価証券売却損	5	—
震災関連費用	—	321
税引前当期純利益	7,013	8,678
法人税、住民税及び事業税	1,672	2,152
法人税等調整額	44	58
当期純利益	5,296	6,468

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久世 浩一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大枝 和之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、EIZO株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝和之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EIZO株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

EIZO株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 **鈴木正晃**

常勤監査等委員 **出南一彦**

監査等委員 **滝野弘二**

監査等委員 **井上 亨**

監査等委員 **大砂雅子**

(注) 監査等委員鈴木正晃、滝野弘二、井上 亨及び大砂雅子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」・「EIZOグループ人権方針」・「EIZOグループ贈収賄防止方針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

- イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。
- ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- ニ. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統一的・一元的に管理する体制を構築する。

- イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重要リスク」を特定し、リスク対策を決定する。
- ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメントに関する各種規程の運用によるカテゴリーごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。
- ハ. 事業継続活動に関しては、リスク発生の際には迅速かつ確に対応するべく、事業継続計画（BCP）を策定する。

④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。

- イ. 定例取締役会：年度ごとに取り決める開催日程表に基づき開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
 - ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
 - ハ. 経営会議：常勤取締役及び執行役員を主な構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
- 二. グループ会社の業務執行状況については定例取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、「コンプライアンス規程」及び「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社において統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部門がこれを補助する。内部監査部門は当該補助業務につき監査等委員会の指示に従う。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査等委員会に報告する。なお、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求めることができる。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人及び内部監査部門と会合を行い、緊密な連携を図る。

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ① **企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」・「EIZOグループ人権方針」・「EIZOグループ贈収賄防止方針」及び「コンプライアンス規程」を定め、すべての役職員に周知徹底し、また、コンプライアンス意識の醸成のための教育活動を継続的に実施しています。
 - ・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ会社におけるコンプライアンス活動の実施状況の確認を行っています。
 - ・内部通報制度の運用を通じて、不正の未然防止、早期発見及び対策の実施等に努めています。
- ② **取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制**
 - ・取締役会議事録及び関係資料等、取締役の職務の執行に係る文書については、いずれも関連法令及び社内規程に従って適切に保存・管理しています。
- ③ **企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・リスク管理活動として、「リスクマネジメント基本規程」に基づき当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを把握、分析し必要な対策を検討の上、経営会議にて審議、決定しています。
 - ・災害や不測の事故発生時においても、事業活動への影響を最小限に抑え、事業継続できるよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。
- ④ **企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・執行役員制度により経営の監督と業務の執行を分離し、迅速な意思決定及び業務執行に努めています。
 - ・常勤取締役及び執行役員にて構成される経営会議において重要な経営課題について審議及び協議し、効率的な経営に努めています。
- ⑤ **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ会社管理規程」、「Approval & Report Policy」に基づき、各グループ会社から当社へ経営状況、財務状況その他重要事項について報告されており、業務の適正な運用につき確認し、必要な承認を行っています。
 - ・当社グループ会社に対する内部監査を年度監査計画に基づき実施しています。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・内部監査部門は監査等委員会の職務が効率的に遂行されるよう、その職務を補助しています。なお、当該補助従業者の人事に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ています。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制 並びに ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から必要な報告を受けています。また重要会議の議事録、稟議書等の重要書類を閲覧し、随時当社グループの取締役及び使用人に説明を求める等、業務執行の状況を確認しています。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,425	4,313	83,896	△3,998	88,638
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,394		△3,394
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,454		5,454
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		6		9	16
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	6	2,060	9	2,076
当連結会計年度末残高	4,425	4,320	85,956	△3,988	90,714

	その他の包括利益累計額				純資産計 合
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	28,851	2,599	491	31,942	120,580
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△3,394
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,454
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					16
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額(純額)	4,065	2,538	164	6,767	6,767
当連結会計年度変動額合計	4,065	2,538	164	6,767	8,843
当連結会計年度末残高	32,916	5,138	655	38,709	129,424

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

以下の子会社を連結しております。

連結子会社の数 17社

EIZOエムエス(株)

アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)

EIZOサポートネットワーク(株)

カリーナシステム(株)

EIZOエージェンシー(株)

EIZOエンジニアリング(株)

EIZO GmbH

EIZO Technologies GmbH

EIZO Rugged Solutions Inc.

艺卓显像技术(苏州)有限公司

EIZO Inc.

EIZO Nordic AB

EIZO AG

EIZO Limited

EIZO Europe GmbH

EIZO Austria GmbH

EIZO Private Limited

※当連結会計年度において、2023年3月にインドに設立したEIZO Private Limitedの資本金の払込が完了したため、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、艺卓显像技术(苏州)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

商品、製品及び仕掛品については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料については主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）、在外連結子会社は主として定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 7～10年

その他（工具器具備品） 2～6年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法（主な耐用年数は7年）

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に係る当連結会計年度負担見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社役員への退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末退職慰労金要支給額を計上しております。

なお、2004年6月22日開催の当社第37回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を当社の各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金繰入を行っておりません。

ニ. ソフトウェア受注損失引当金

受注制作ソフトウェアの開発中の案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、損失見込額を計上しております。

ホ. 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用発生見込額を計上しております。

ヘ. リサイクル費用引当金

リサイクル対象製品等の回収及び再資源化の費用支出に充てるため、売上台数を基準として費用発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、過去勤務費用は発生時より、数理計算上の差異は発生翌連結会計年度からそれぞれ費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは映像機器及びその関連製品の開発・製造・販売を主な事業としております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、アミューズメント用ソフトウェア受託開発については、原価回収基準により開発着手から検収時までの一定期間にわたり段階的に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

II. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	海外 (百万円)	国内 (百万円)	計 (百万円)
B&P	10,616	4,853	15,469
ヘルスケア	24,820	11,869	36,690
クリエイティブワーク	4,867	1,012	5,880
V&S	5,874	4,169	10,043
アミューズメント	－	6,684	6,684
その他	1,015	4,686	5,702
顧客との契約から生じる収益	47,194	33,277	80,471

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは映像機器及びその関連製品を主とした実質的な単一セグメントであります。収益は履行義務の充足時期の違いから製品の販売とアミューズメント用ソフトウェアの受託開発に分解されます。製品の販売はB&P、ヘルスケア、クリエイティブワーク、V&S、アミューズメントに含まれ、アミューズメント用ソフトウェアの受託開発はその他の一部に含まれます。

製品の販売

製品の販売による顧客に対する履行義務は、製品を顧客に引渡し顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で充足されると判断しております。そのため、製品を引渡した一時点において収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。対価の金額には重要な金融要素は含まれておりません。

アミューズメント用ソフトウェア受託開発

当受託開発による顧客に対する履行義務は、顧客からの依頼に基づき開発に着手してからソフトウェアの成果物を顧客に提供し検収が完了するまでの一定期間にわたり充足されると判断しております。そのため、開発着手から検収完了までの期間にわたり収益を認識しております。収益の認識は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合には原価回収基準により行っております。

取引価格は顧客との契約において約束された対価の金額に基づいており、対価の金額には重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	18,313	18,473
契約資産	2,347	2,749
契約負債	580	801

契約資産は、顧客とのアミューズメント用ソフトウェア受託開発について、開発の成果物に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託開発に関する対価は契約条件に従い、顧客へ成果物を納品し検収が完了した時点で請求し、概ね請求月の翌々月に受領しております。

契約負債は、主に顧客と保守契約を締結し受領した保守代金のうち、保守期間が経過していない前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループがアミューズメント用ソフトウェア受託開発に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は2,312百万円です。当該履行義務について、ソフトウェアの開発が完了するにつれて今後20か月の間で収益を認識することを見込んでおります。

Ⅲ. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
商品及び製品	16,318
仕掛品	2,100
原材料及び貯蔵品	25,116

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の市場需要に基づく将来の販売見込み及び正味売却価額から、棚卸資産が将来に獲得可能なキャッシュ・フローを見積り、必要な評価減を計上しております。実際の市場における需要又は正味売却価額が当社の見積りより悪化した場合には、追加の評価減が必要となる可能性があります。

棚卸資産の評価が翌年度の連結計算書類に与える影響について、現時点において客観的に予測することは困難であります。過去の実績を基に推測すると最大で棚卸資産全体の3%程度の増減が発生するものと想定されます。

なお、見積りは当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

2. 有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
有形固定資産	22,685

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、映像機器及びその関連機器の開発・生産・販売のための建物や機械装置等の有形固定資産を有しており、キャッシュ・フローを生み出す単位に基づき資産をグルーピングしております。当連結会計年度において、一部の資産グループに減損の兆候を識別しました。

減損テストにおいて、該当する資産グループの回収可能価額と帳簿価額を比較した結果、回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は不確実性が含まれており、翌連結会計年度以降において事業計画や市況の変化等により当該見積りや仮定の見直しが必要となった場合、減損損失が発生する可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	25,420百万円
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産	
受取手形	48百万円
売掛金	16,313百万円
契約資産	2,749百万円
(3) 契約負債	801百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 投資有価証券売却益
当社が保有する投資有価証券のうち国内上場株式1銘柄を売却したことによるものです。
- (2) 震災関連費用
2024年1月に発生した能登半島地震による工場の不稼働損失及び建物等の復旧費用等になります。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,981,160株	一株	一株	21,981,160株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2023年5月18日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,337百万円
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 2023年 3月31日
- ・効力発生日 2023年 6月 2日

ロ. 2023年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,057百万円
- ・1株当たり配当額 100円
- ・基準日 2023年 9月30日
- ・効力発生日 2023年 11月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	2,057百万円
・ 配当原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	100円
・ 基準日	2024年 3月31日
・ 効力発生日	2024年 5月31日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に設備投資計画に照らして、必要に応じて資金を調達することとしております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は主に自己資金にて賄っております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に沿って定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。借入金は全額外貨建であり、短期借入金は外貨建の債権に対する為替リスクのヘッジを目的としております。長期借入金は連結子会社であるEIZO GmbHの新工場建設に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません((注)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び電子記録債権、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券	57,920	57,920	－
資産計	57,920	57,920	－
(2) 長期借入金※	1,061	1,061	－
負債計	1,061	1,061	－
デリバティブ取引	△18	△18	－

※1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	17

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	57,861	－	－	57,861
その他	－	58	－	58
資産計	57,861	58	－	57,920
デリバティブ取引				
通貨関連	－	18	－	18
負債計	－	18	－	18

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,061	－	1,061
負債計	－	1,061	－	1,061

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債及びその他は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は相場価格を用いて評価しております。インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能であるため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,290円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	265円13銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資 剰 余 本 金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別 積	途 立 金	繰 越 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,425	4,313	-	228	61,000	6,569	△3,998	72,539	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△3,394		△3,394	
当期純利益						6,468		6,468	
自己株式の取得							△0	△0	
自己株式の処分			6				9	16	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	6	-	-	3,073	9	3,089	
当 期 末 残 高	4,425	4,313	6	228	61,000	9,643	△3,988	75,629	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	28,769	101,308
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△3,394
当期純利益		6,468
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		16
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,022	4,022
当 期 変 動 額 合 計	4,022	7,112
当 期 末 残 高	32,791	108,420

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

(2) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 7～10年

工具、器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法（主な耐用年数は7年）

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に係る当事業年度負担見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、過去勤務費用は発生時より、数理計算上の差異は発生の翌事業年度からそれぞれ費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員への退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額を計上しております。
なお、2004年6月22日開催の第37回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金の繰入を行っておりません。
- (5) 製品保証引当金
製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用発生見込額を計上しております。
- (6) リサイクル費用引当金
リサイクル対象製品等の回収及び再資源化の費用支出に充てるため、売上台数を基準として費用発生見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は映像機器及びその関連製品の開発・製造・販売を主な事業としております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

当社は映像機器及びその関連製品を主とした実質的な単一セグメントであり、収益の主たる内容は製品及びソフトウェアの販売となります。

製品及びソフトウェアの販売

製品及びソフトウェアの販売による顧客に対する履行義務は、製品及びソフトウェアを顧客に引渡し顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で充足されると判断しております。そのため、製品を引渡しした一時点において収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約において約束された対価の金額から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。対価の金額には重要な金融要素は含まれておりません。

Ⅲ. 重要な会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
商品及び製品	4,483
仕掛品	1,604
原材料及び貯蔵品	18,619

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の市場需要に基づく将来の販売見込み及び正味売却価額から、棚卸資産が将来に獲得可能なキャッシュ・フローを見積り、必要な評価減を計上しております。実際の市場における需要又は正味売却価額が当社の見積りより悪化した場合には、追加の評価減が必要となる可能性があります。

棚卸資産の評価が翌年度の計算書類に与える影響について、現時点において客観的に予測することは困難ですが、過去の実績を基に推測すると最大で棚卸資産全体の3%程度の増減が発生するものと想定されます。

なお、見積りは当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 13,853百万円

長期金銭債権 3,778百万円

短期金銭債務 5,164百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,843百万円

V. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 25,390百万円

仕入高 487百万円

外注加工費等 3,578百万円

営業取引以外の取引高 781百万円

(2) 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券のうち国内上場株式1銘柄を売却したことによるものです。

(3) 震災関連費用

2024年1月に発生した能登半島地震による工場の不稼働損失及び建物等の復旧費用等になります。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,408,606株	80株	3,432株	1,405,254株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加80株は、単元未満株式の買取請求による増加80株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,432株は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分3,432株であります。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	百万円
売上値引	410
棚卸資産評価損	263
未払事業税	84
賞与引当金	296
製品保証引当金	301
関係会社出資金評価損	1,811
関係会社株式評価損	1,338
投資有価証券評価損	136
減価償却超過額	1
退職給付引当金	516
リサイクル費用引当金	160
その他	374
繰延税金資産小計	5,695
評価性引当額	△3,335
繰延税金資産合計	2,359
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,205
その他	△7
繰延税金負債合計	△14,213
繰延税金負債の純額	△11,854

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員 兼任等	事業上の 関係				
子会社	EIZOエムエス㈱	100	兼任 1名	当社製品の完成品組立、電子回路基板等の製造	資金の貸付（注1）	610	貸付金	2,219
					資金の返済（注1）	245		
子会社	アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱	100	兼任 1名	アミューズメントソフトウェアの開発、販売	開発費の支払（注2）	3,560	未払金	2,053
					資金の預り（注3）	710		
					資金の返済（注1）	2,130		
子会社	カリーナシステム㈱	100	兼任 なし	映像ネットワークに関するハードウェア、ソフトウェアの開発、販売	資金の貸付（注1）	1,110	貸付金	1,030
					資金の返済（注1）	1,580		
子会社	EIZO GmbH	100	兼任 なし	ヘルスケア市場向け映像機器等を当社にて日本で販売 当社製品の販売	資金の貸付（注1）	24,670	貸付金	7,332
					資金の返済（注1）	23,867		
子会社	EIZO Europe GmbH	100	兼任 1名	当社製品を欧州地域で販売	映像機器の販売（注4）	12,838	売掛金	3,563

- (注) 1. 資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して貸付条件を決定しており、返済期間は主に3か月から10年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱に対する開発費の支払に関する取引価格につきましては、同社の総原価と当社の販売価格を勘案し、決定しております。
3. 資金の預りにつきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 当社製品の販売につきましては、現地での市場価格を勘案して販売価格を決定しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,269円32銭
- (2) 1株当たり当期純利益 314円38銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。